

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年5月22日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 福嶋 誠也

1 契約の概要

勝田保育園敷地内の擁壁の変状により生じる恐れがある落石等から市民の安全を確保するため、擁壁直下に立ち入り規制用フェンスの延長設置及びその維持管理を行うとともに、交通誘導員の配置を委託しました。

2 履行（納品）場所

横浜市都筑区勝田町266-1
勝田保育園

3 契約日

令和6年3月25日

4 履行日又は履行期間

令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

5 契約金額

2,948,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

昭和建設株式会社
横浜市保土ヶ谷区和田1-13-21

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該擁壁の健全度調査が継続していたことに加え、風水害等の不測の事態により更なる変状が生じる可能性があるため。

8 契約の相手方の選定理由

勝田保育園建替工事の請負事業者であることから、緊急時においても速やかに市民の安全確保に係る対応を行うことが可能であるため。

9 所管課

こども青少年局保育・教育支援課